

政令第六十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する

政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号イ中「十五万二千三百円」を「十五万九千九百円」に改め、同号口中「十一万四千七百円」を「十二万四百円」に改め、同項第二号イ中「十万二百円」を「十万五千二百円」に改め、同号口中「五万六千九百円」を「五万九千七百円」に改め、同項第三号イ中「十万二百円」を「十万五千二百円」に改め、同号口中「五万六千九百円」を「五万九千七百円」に改め、同条第二項中「の規定により行う法第十三条第五項（同条第七項）」を「第十三条の二第一項の規定により行う法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第五項（法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第七項）」に改め、同項第一号

イ中「十三万七千百円」を「十四万三千九百円」に改め、同号ロ中「五万九千七百円」を「六万二千六百円」に改め、同項第二号イ中「六万六千四百円」を「六万九千七百円」に改め、同号ロ中「四万九百円」を「四万二千九百円」に改め、同項第三号イ中「六万六千四百円」を「六万九千七百円」に改め、同号ロ中「四万九百円」を「四万二千九百円」に改める。

第三十二条第一項第一号イ(1)中「二千三百七十八万八千百円」を「二千八百五十四万五千七百円」に改め、同号イ(2)中「千九百九十三万四千百円」を「二千三百九十二万千円」に改め、同号イ(3)中「二百四十六万四千円」を「二百九十五万六千八百円」に改め、同号イ(4)中「二百六万五千五百円」を「二百四十七万三千八百円」に改め、同号イ(5)中「千百三十五万三千百円」を「千三百六十二万三千七百円」に改め、同号イ(6)中「九百三十四万五千七百円」を「千百二十一万四千八百円」に改め、同号イ(7)中「百十七万四千三百円」を「百四十万九千百円」に改め、同号イ(8)中「百万四千百円」を「百二十万四千九百円」に改め、同号イ(9)中「六十一万八千二百円」を「六十四万九千百円」に改め、同号イ(10)中「百二十九万六千六百円」を「百三十五万六千百円」に改め、同号イ(11)中「十一万三千百円」を「十一万五千八百円」に改め、同号イ(12)中「四百九十八万七千九百円」を「五百二十三万七千二百円」に改め、同号イ(13)中「三十九万二千二百円」を「四十一万

- 千八百円」に改め、同号イ(14)中「九万五千五百円」を「十万二百円」に改め、同号ロ(1)中「二百九十八万千
百円」を「三百十三万百円」に改め、同号ロ(2)中「二十四万六千六百円」を「二十五万八千九百円」に改め
、同号ロ(3)中「四百九十八万七千九百円」を「五百二十三万七千二百円」に改め、同号ロ(4)中「三十九万二
千二百円」を「四十一万八千八百円」に改め、同号ロ(5)中「九万五千五百円」を「十万二百円」に改め、同号
ロ(6)及び同号ハ中「六万三千五百円」を「六万六千六百円」に改め、同号ニ中「三万五千六百円」を「三万
七千三百円」に改め、同項第二号イ中「(11)まで」を「(13)まで」に改め、同号イ(1)中「(7)、(13)、(17)又は(20)」
を「又は(7)」に、「千十九万五百円」を「千二百二十二万八千六百円」に改め、同号イ(2)中「(8)、(14)、(18)
又は(21)」を「又は(8)」に、「百五万七千四百円」を「百二十六万八千八百円」に改め、同号イ(3)中「二十万
五千百円」を「二十四万六千百円」に改め、同号イ(4)中「八百四十三万四千三百円」を「千十二万千百円」
に改め、同号イ(5)中「八十七万五千六百円」を「百五万七千七百円」に改め、同号イ(6)中「十三万二千七百円」
を「十五万九千二百円」に改め、同号イ(11)中「四万八千四百円」を「五万八百円」に改め、同号イ(11)を同号
イ(13)とし、同号イ(10)中「三万五千六百円」を「三万七千三百円」に改め、同号イ(10)を同号イ(12)とし、同号イ
(9)中「五万六千四百円」を「五万九千二百円」に改め、同号イ(9)を同号イ(11)とし、同号イ(8)中「三十万七千

七百万」を「三十二万三千円」に改め、同号イ(8)を同号イ(10)とし、同号イ(7)中「五万三千四百円」を「五万六千円」に改め、同号イ(7)を同号イ(9)とし、同号イ(6)の次に次のように加える。

(7) 第七条第一項第二号イ(13)、(17)又は(20)に掲げる医薬品 千七十万円

(8) 第七条第一項第二号イ(14)、(18)又は(21)に掲げる医薬品 百十一万二百万円

第三十二条第一項第二号ロ(1)中「三万五千六百円」を「三万七千三百円」に改め、同号ロ(2)中「四万八千四百円」を「五万八百万円」に改め、同号ハ中「三万五千六百円」を「三万七千三百円」に改め、同条第二項第一号イ中「六百七十四万七千円」を「八百九万六千四百円」に改め、同号ロ中「三百三十七万九千九百円」を「四百五万六千円」に改め、同号ハ中「百六十八万六千六百円」を「二百二万三千九百円」に改め、同号ニ中「八十四万五千五百円」を「百万九千八百円」に改め、同号ホ中「二百五十三万三千六百円」を「三百四万三百円」に改め、同号ヘ中「百二十六万七千七百円」を「百五十二万二千二百円」に改め、同号ト中「六十三万三千六百円」を「七十六万三百円」に改め、同号チ中「三十一万九千円」を「三十八万二千八百円」に改め、同号リ中「三十三万二百万円」を「三十四万六千七百円」に改め、同項第二号中「トまで」を「リまで」に改め、同号イ中「、(7)又は(13)」を「又は(7)」に、「二百五十三万三千六百円」を「三百四万三百円」

に改め、同号ロ中「(8)又は(14)」を「又は(8)」に、「六十三万三千六百円」を「七十六万三百円」に改め、同号ハ中「十二万四千二百円」を「十四万九千円」に改め、同号ニ中「百二十六万七千七百円」を「百五十二万二千二百円」に改め、同号ホ中「三十一万九千円」を「三十八万二千八百円」に改め、同号ヘ中「十一万二千九百円」を「十三万五千四百円」に改め、同号ト中「十八万六千二百円」を「十九万五千五百円」に改め、同号トを同号リとし、同号への次に次のように加える。

ト 第七条第一項第二号イ(13)に掲げる医薬品 二百六十六万二百円

チ 第七条第一項第二号イ(14)に掲げる医薬品 六十六万五千二百円

第三十二条第四項第一号イ中「二百十二万四千四百円」を「二百五十四万五千六百円」に改め、同号ロ中「二百三十四万七千九百円」を「二百八十一万七千四百円」に改め、同項第二号イ(1)中「二百八十万千円」を「三百三十六万二千二百円」に改め、同号イ(2)中「三百九万八千円」を「三百七十一万七千六百円」に改め、同号イ(3)中「七十四万四千四百円」を「八十八万九千六百円」に改め、同号イ(4)中「七十七万三千三百円」を「九十二万七千九百円」に改め、同号イ(5)中「六十六万三千六百円」を「六十九万六千七百円」に改め、同号イ(6)中「九十七万七千四百円」を「百二万六千二百円」に改め、同号ロ(1)中「二百八十万千円」を「三百

三十六万千二百円」に改め、同号ロ(2)中「三百九万八千円」を「三百七十一万七千六百円」に改め、同号ロ(3)中「七十四万千四百円」を「八十八万九千六百円」に改め、同号ロ(4)中「七十七万三千三百円」を「九十二万七千九百円」に改め、同号ロ(5)中「六十六万三千六百円」を「六十九万六千七百円」に改め、同号ロ(6)中「九十七万七千四百円」を「百二万六千二百円」に改め、同条第五項第一号イ(1)中「六十八万五千百円」を「七十八万七千八百円」に改め、同号イ(2)中「八十六万八千六百円」を「九十九万八千八百円」に改め、同号ロ(1)中「七十六万九百円」を「八十七万五千円」に改め、同号ロ(2)中「九十六万二百円」を「百十万四千二百円」に改め、同号ハ(1)中「五十二万二千六百円」を「五十四万八千七百円」に改め、同号ハ(2)中「六十五万八千三百円」を「六十九万千二百円」に改め、同号ニ(1)中「三十七万九千五百円」を「三十九万八千四百円」に改め、同号ニ(2)中「四十七万八千円」を「五十万九千九百円」に改め、同項第二号イ中「六万五千六百円」を「七万五千四百円」に改め、同号ロ中「八万七千二百円」を「十万二百円」に改め、同項第三号イ(1)中「四十四万八千五百円」を「七十八万七千八百円」に、「三万四千四百円」を「三万六千百円」に改め、同号イ(2)中「五十七万百円」を「九十九万八千八百円」に、「三万四千四百円」を「三万六千百円」に改め、同号ロ(1)中「三十九万九百円」を「五十四万八千五百円」に、「一万二千八百円」を「一万四千七百円」

に改め、同号ロ(2)中「四十九万三千八百円」を「六十九万二千二百円」に、「一万二千八百円」を「一万四千七百円」に改め、同号ハ(1)中「三十四万六千百円」を「三十九万八千四百円」に、「九千九百円」を「一万千三百円」に改め、同号ハ(2)中「四十二万千百円」を「五十万千九百円」に、「九千九百円」を「一万千三百円」に改め、同号ニ(1)中「二十六万五千九百円」を「三十万五千七百円」に、「六千九百円」を「八千円」に改め、同号ニ(2)中「三十四万七千八百円」を「三十九万九千九百円」に、「六千九百円」を「八千円」に改め、同条第六項第一号イ中「六万五千六百円」を「七万五千四百円」に改め、同号ロ中「八万七千二百円」を「十万二百円」に改め、同項第二号イ中「二十六万五千九百円」を「三十万五千七百円」に、「六千九百円」を「八千円」に改め、同号ロ中「三十四万七千八百円」を「三十九万九千九百円」に、「六千九百円」を「八千円」に改め、同条第九項第一号中「八十万六千六百円」を「九十六万七千八百円」に改め、同項第二号中「二十七万五千五百円」を「三十二万五千八百円」に改め、同条第十項第一号イ中「二百七十五万百円」を「三百三十万百円」に改め、同号ロ中「九十一万七千六百円」を「百十万千百円」に改め、同項第二号イ(1)中「二百十二万千四百円」を「二百五十四万五千六百円」に改め、同号イ(2)中「二百三十四万七千九百円」を「二百八十一万七千四百円」に改め、同号ロ(1)中「二百二十五万六千円」を「二百七十万七千二

百円」に改め、同号ロ(2)中「二百四十七万八千五百円」を「二百九十七万四千二百円」に改め、同号ロ(3)中「七十七万四千百円」を「九十二万八千九百円」に改め、同号ロ(4)中「七十九万四千四百円」を「九十五万三千二百円」に改める。

第三十三条第一項第一号イ(1)中「千八十八万七千七百円」を「千二百七十三万五千五百円」に改め、同号イ(2)中「六百二十一万三千円」を「七百二十六万九千二百円」に改め、同号イ(3)中「七百七十六万六千二百円」を「九百八万六千四百円」に改め、同号イ(4)中「三百七十二万二千二百円」を「四百三十五万三千八百円」に改め、同号イ(5)中「四十二万九千二百円」を「四十六万七千八百円」に改め、同号イ(6)中「三十四万四千四百円」を「三十七万五千円」に改め、同号イ(7)中「二百三十五万五千四百円」を「二百五十六万七千四百円」に改め、同号イ(8)中「百七十六万七千七百円」を「百九十二万六千七百円」に改め、同号イ(9)中「百四十万九千九百円」を「百五十三万六千七百円」に改め、同号ロ中「(4)まで」を「(6)まで」に改め、同号ロ(1)中「六万三百円」を「六万三千三百円」に改め、同号ロ(2)中「、(3)」を削り、「体外診断用医薬品」の下に「(特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであつて、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付

することとされているものを除く。）」を加え、「二百十四万七千五百円」を「二百五十三万四千円」に改め、同号ロ(4)中「九十九万六千九百円」を「百九万六千五百円」に改め、同号ロ(4)を同号ロ(6)とし、同号ロ(3)中「三十六万二千円」を「三十八万百円」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(5)とし、同号ロ(2)の次に次のように加える。

(3) 第十二条第一項第一号ロ(2)又は(5)に掲げる体外診断用医薬品（特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであって、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。） 四百二十九万五千円

(4) 第十二条第一項第一号ロ(3)に掲げる体外診断用医薬品 二百三十六万二千二百円

第三十三条第一項第一号ハ中「三万五千六百円」を「三万七千三百円」に改め、同項第二号イ(1)中「五百四十四万六千六百円」を「六百三十七万二千五百円」に改め、同号イ(2)中「三百十万九千九百円」を「三百六十三万八千五百円」に改め、同号イ(3)中「三百八十八万七千三百円」を「四百五十四万八千百円」に改め、同号イ(4)中「百八十七万二千四百円」を「二百十九万七百円」に改め、同号イ(5)中「二十一万七千六百円」

」を「二十三万六千九百円」に改め、同号イ(6)中「十七万三千六百円」を「十八万九千二百円」に改め、同号イ(7)中「百十八万二千二百円」を「百二十八万七千五百円」に改め、同号イ(8)中「八十八万四千二百円」を「九十六万三千七百円」に改め、同号イ(9)中「七十万九千五百円」を「七十七万三千三百円」に改め、同号イ(10)中「十四万三千五百円」を「十五万六千四百円」に改め、同号ロ中「(5)まで」を「(7)まで」に改め、同号ロ(1)中「三万九百円」を「三万三千四百円」に改め、同号ロ(2)中「体外診断用医薬品」の下に「(特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであって、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものを除く。)」を加え、「九十九万八千三百円」を「百四万八千二百円」に改め、同号ロ(5)中「十四万三千五百円」を「十五万六千六百円」に改め、同号ロ(5)を同号ロ(7)とし、同号ロ(4)中「二十万六千二百円」を「二十一万六千五百円」に改め、同号ロ(4)を同号ロ(6)とし、同号ロ(3)中「体外診断用医薬品」の下に「(特定の医薬品又は再生医療等製品とともに使用することとされているものであって、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものを除く。)」を加え、「五十万三千六百円」を「五十二万八千七百円」

」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(4)とし、その次に次のように加える。

(5) 第十二条第一項第二号ハ(3)又は(6)に掲げる体外診断用医薬品(特定の医薬品又は再生医療等製品

とともに使用することとされているものであって、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。) 百万七千二百円

第三十三条第一項第二号ロ(2)の次に次のように加える。

(3) 第十二条第一項第二号ハ(2)又は(5)に掲げる体外診断用医薬品(特定の医薬品又は再生医療等製品

とともに使用することとされているものであって、法第二十三条の二の五第三項の規定によりその申請書に当該医薬品又は再生医療等製品の臨床試験の試験成績に関する資料を添付することとされているものに限る。) 百九十九万六千六百円

第三十三条第二項第一号イ中「八十五万四千三百円」を「九十九万九千五百円」に改め、同号ロ中「六十八万三千五百円」を「七十九万九千六百円」に改め、同号ハ中「七万五百円」を「七万六千八百円」に改め、同項第二号イ中「八十五万四千三百円」を「九十九万九千五百円」に改め、同号ロ中「六十八万三千五百

円」を「七十九万九千六百円」に改め、同号ハ中「三万八千二百円」を「四万六千六百円」に改め、同条第四項第一号イ中「二百十二万四千四百円」を「二百四十八万二千円」に改め、同号ロ中「二百三十四万七千九百円」を「二百七十四万七千円」に改め、同項第二号イ中「六十五万三千四百円」を「七十六万四千四百円」に改め、同号ロ中「九十四万四千七百円」を「百十万五千二百円」に改め、同条第五項中「する者」の下に「（第二種医療機器製造販売業許可を受けた者（次項において「第二種医療機器製造販売業者」という。）を除く。）」を加え、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項

第一号中「六十四万二千四百円」を「七十五万六千六百円」に改め、同項第二号イ(1)中「二百十二万四千四百円」を「二百四十八万二千円」に改め、同号イ(2)中「二百三十四万七千九百円」を「二百七十四万七千円」に改め、同号ロ(1)中「六十二万八千二百円」を「七十三万四千九百円」に改め、同号ロ(2)中「九十七万六千六百円」を「百十四万二千円」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項第一号イ中「五十万二千六百円」を「五十八万八千円」に改め、同号ロ中「三万五千六百円」を「四万七千七百円」に改め、同項第二号中「五十万二千六百円」を「五十八万八千円」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「前三項」を「第五

項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「前二項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 機構が法第二十三条の二の七第一項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の五第六項又は第八項（これらの規定を同条第十一項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査に係る医療機器又は体外診断用医薬品が前項各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合における第六項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、第六項の規定にかかわらず、同項に定める額に、三万三千二百円にその該当する条件の数を乗じて得た額を加算した額とする。

第三十三条第五項の次に次の一項を加える。

6 機構が法第二十三条の二の七第一項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第二十三条の二の五第六項又は第八項（これらの規定を同条第十一項（法

第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査を受けようとする者（第二種医療機器製造販売業者に限る。）

が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認を受けようとするときの調査

次に掲げる額の合計額

イ 五万四百円（法第二十三条の二の五第八項の規定による調査にあつては、零円）に、(1)から(3)までに掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額を加算した額

(1) 生物由来製品 三十九万八千五百円

(2) 既承認医療機器と構造、使用方法、効果又は性能が明らかに異なる医療機器 (1)に掲げるものを除く。） 三十八万六千六百円

(3) 医療機器 (1)及び(2)に掲げるものを除く。） 二十六万二千二百円

ロ (1)から(5)までに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める

額に、当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額

- (1) 当該医療機器の製造工程のうち設計をする製造所（登録対象製造所に該当するものに限る。）
六万二百円

- (2) 当該医療機器の製造工程のうち組立てその他の厚生労働省令で定めるものをする製造所（登録対象製造所に該当するものに限る。）
七万二千八百円

- (3) 当該医療機器の製造工程のうち滅菌をする製造所（登録対象製造所に該当するものに限る。）
六万三千八百円

- (4) 登録対象製造所（(1)から(3)までに掲げるものを除く。）
六万三千二百円

- (5) 製造所（(1)から(4)までに掲げるものを除く。）又は医療機器の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）の当該施設
六万二千二百円

二 法第二十三条の二の五第十一項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとするときの調査 次に掲げる額の合計額

イ 五万四百円（法第二十三条の二の五第十一項において準用する同条第八項の規定による調査にあつ

ては、零円）に、(1)又は(2)に掲げる医療機器の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額を加算した額

(1) 前号イ(1)に掲げる医療機器 十四万五千六百円

(2) 前号イ(3)に掲げる医療機器 八万九千四百円

ロ (1)から(4)までに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める額に、当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数に乗じて得た額の合計額

(1) 前号ロ(1)に掲げる製造所 四万五千円

(2) 前号ロ(2)に掲げる製造所 六万三千三百円

(3) 前号ロ(3)に掲げる製造所又は同号ロ(5)に掲げる製造所若しくは製造所以外の施設 五万三千百円

(4) 前号ロ(4)に掲げる製造所 五万三千円

三 法第二十三条の二の五第六項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間を経過するごとの調査 次に掲げる額の合計額

イ 五万四百円（法第二十三条の二の五第八項の規定による調査にあつては、零円）に、(1)又は(2)に掲

げる医療機器の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額を加算した額

(1) 第一号イ(1)に掲げる医療機器 十七万六千九百円

(2) 第一号イ(3)に掲げる医療機器 十万四千四百円

ロ (1)から(5)までに掲げる製造所又は製造所以外の施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める

額に、当該調査に係る製造所又は製造所以外の施設の数を乗じて得た額の合計額

(1) 第一号ロ(1)に掲げる製造所 四万八千百円

(2) 第一号ロ(2)に掲げる製造所 六万八千百円

(3) 第一号ロ(3)に掲げる製造所 五万六千円

(4) 第一号ロ(4)に掲げる製造所 五万五千七百円

(5) 第一号ロ(5)に掲げる製造所又は製造所以外の施設 五万三千二百円

第三十四条第一項第一号イ中「十五万二千三百円」を「十五万九千九百円」に改め、同号ロ中「十一万四千七百円」を「十二万四百円」に改め、同項第二号イ中「十万二百円」を「十万五千二百円」に改め、同号ロ中「五万六千九百円」を「五万九千七百円」に改め、同項第三号イ中「十万二百円」を「十万五千二百円」

」に改め、同号口中「五万六千九百円」を「五万九千七百円」に改め、同条第二項第一号イ中「十三万七千百円」を「十四万三千九百円」に改め、同号口中「五万九千七百円」を「六万二千六百円」に改め、同項第二号イ中「六万六千四百円」を「六万九千七百円」に改め、同号口中「四万九百円」を「四万二千九百円」に改め、同項第三号イ中「六万六千四百円」を「六万九千七百円」に改め、同号口中「四万九百円」を「四万二千九百円」に改める。

第三十五条第一項第一号イ中「千八十八万七千七百円」を「千二百七十八万六千円」に改め、同号口中「五百四十四万六千六百円」を「六百三十九万九千七百円」に改め、同号ハ中「三万五千六百円」を「三万七千三百円」に改め、同項第二号イ中「五百四十四万六千六百円」を「六百三十九万九千七百円」に改め、同号口中「百十八万三千三百円」を「百三十八万八千円」に改め、同条第二項第一号中「八十五万四千三百円」を「百万三千八百円」に改め、同項第二号イ中「八十五万四千三百円」を「百万三千八百円」に改め、同号口中「三万八千二百円」を「四万四千八百円」に改め、同条第四項第一号イ中「二百十二万四千四百円」を「二百四十九万二千六百円」に改め、同号口中「二百三十四万七千九百円」を「二百七十五万八千七百円」に改め、同項第二号イ中「六十五万三千四百円」を「七十六万七千七百円」に改め、同号口中「九十四万四千七

百円」を「百十一万百円」に改め、同項第三号イ中「六十二万八千五百円」を「七十三万八千四百円」に改め、同号口中「九十七万六千百円」を「百十四万六千九百円」に改め、同条第五項第一号イ中「七十六万九百円」を「八十七万五千円」に改め、同号口中「九十六万二百円」を「百十万四千二百円」に改め、同項第二号イ中「六万五千六百円」を「七万五千四百円」に改め、同号口中「八万七千二百円」を「十万二百円」に改め、同項第三号イ(1)中「四十四万八千五百円」を「八十七万五千円」に、「三万千四百円」を「三万六千百円」に改め、同号イ(2)中「五十七万百円」を「百十万四千二百円」に、「三万千四百円」を「三万六千百円」に改め、同号ロ(1)中「二十六万五千九百円」を「三十万五千七百円」に、「六千九百円」を「七千九百円」に改め、同号ロ(2)中「三十四万七千八百円」を「三十九万九千九百円」に、「六千九百円」を「七千九百円」に改め、同条第六項第一号イ中「六万五千六百円」を「七万五千四百円」に改め、同号口中「八万七千二百円」を「十万二百円」に改め、同項第二号イ中「二十六万五千九百円」を「三十万五千七百円」に、「六千九百円」を「七千九百円」に改め、同号口中「三十四万七千八百円」を「三十九万九千九百円」に、「六千九百円」を「七千九百円」に改め、同条第九項中「五十万四千四百円」を「五十九万二千六百円」に改め、同条第十項第一号中「六十四万二千四百円」を「七十五万四千八百円」に改め、同項第二号イ(1)中

「二百十二万四千四百円」を「二百四十九万二千六百円」に改め、同号イ(2)中「二百三十四万七千九百円」を「二百七十五万八千七百円」に改め、同号ロ(1)中「六十二万八千五百円」を「七十三万八千四百円」に改め、同号ロ(2)中「九十七万六千百円」を「百十四万六千九百円」に改める。

附 則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。